

(屋内タンク貯蔵所の基準)

第9 屋内タンク貯蔵所の基準は、次のとおりとする。

1 政令第12条第1項に規定する平屋建の建築物に設けられた専用室に設置する場合

(1) 貯蔵量

屋内タンク貯蔵所の貯蔵最大数量は、1のタンク専用室内にあるタンク容量の合計量をいうものであること。よって指定数量未満の危険物を貯蔵するタンクが2以上ある場合であっても、その合計が指定数量以上となるときは、屋内タンク貯蔵所に該当するものであること。*

(2) 屋内貯蔵タンクと屋根等との間隔

屋内貯蔵タンクと屋根等との相互間には、おおむね0.5m以上の点検に必要な空間を保つこと。*

(3) 屋内貯蔵タンクの構造等

政令第12条第1項第5号の規定による「屋内貯蔵タンクの構造」は、第8(屋外タンク貯蔵所の基準)・5の例によること。

(4) 通気管

政令第12条第1項第7号に規定する「通気管」は、第8(屋外タンク貯蔵所の基準)・11・(2)及び(3)によるほか、次によること。*

ア 通気管の先端は、炉、煙突等の火気使用設備から直近距離で5m以上の距離を保つこと。ただし、防火上安全な措置を講じた場合の当該距離については、この限りでない。*

イ 引火点が40℃以上の危険物を貯蔵するタンクに設ける通気管にあつては、原則として敷地境界線から水平距離で1m以上離れた位置とすること。*

ウ 風圧等により損傷を受けるおそれのないように設けること。*

エ 通気管の防食措置は、次によること。*

(ア) 屋外に設置するものは、地盤面上の高さがおおむね0.2m以上(地盤面がコンクリート造等にあつては、0.1m以上)の部分については省令第13条の4に規定する外面の腐食を防止するための塗装を行い、それ未満の部分には、同条に規定する塗覆装又はコーティングを行うこと。ただし次に定める屋外ピット内のピット底面からおおむね0.1m以上の位置に設置するものは、外面の腐食を防止するための塗装をすることで足りる。*

a 点検が容易なこと。*

b 土砂、水等により腐食するおそれがないようにピットに傾斜をつけ、端部にためますを設ける等の排水措置を講ずること。*

(イ) 建築物内に設置するものは、点検空間を確保するとともに、省令第13条の4に規定する外面の腐食を防止するための塗装を行うこと。*

第9 屋内タンク貯蔵所

(5) 自動表示装置

政令第12条第1項第8号の規定による「自動表示装置」については、第8(屋外タンク貯蔵所の基準)・12の例により設けてあること。

(6) 注入口

ア 政令第12条第1項第9号の規定による「注入口」は、第8(屋外タンク貯蔵所の基準)・13の例によること。

イ 注入口の位置において屋内貯蔵タンクに貯蔵される危険物の量が容易に確認できない場合にあつては、当該注入口の直近に危険物の量を自動的に覚知できる装置等を設けること。*

(7) ポンプ設備

政令第12条第1項第9号の2及び省令第22条の5の規定による「ポンプ設備」は次によること。

ア タンク専用室の存する建築物以外の場所に設ける場合

(ア) 屋外設置

第8(屋外タンク貯蔵所の基準)・14・(7)、(10)及び(11)の例による。

(イ) ポンプ室内設置

第8(屋外タンク貯蔵所の基準)・14・(4)、(5)、(6)、(10)及び(11)の例による。

イ タンク専用室の存する建築物に設ける場合

(ア) ポンプ室内設置

第8(屋外タンク貯蔵所の基準)・14・(4)、(5)、(6)、(10)及び(11)の例による。

なお、ポンプ室に設ける防火設備は、自動閉鎖式とすること。*

(イ) タンク専用室内設置

省令第22条の5第2号に規定する「囲い」は次によること。*

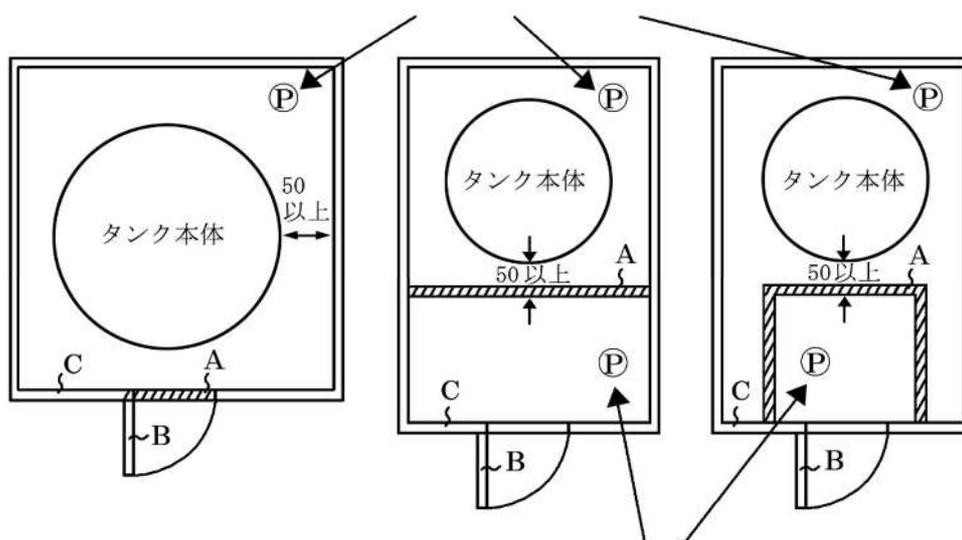
a ポンプ設備が、第9図で示すAとタンク本体の間に存する場合

「囲い」は、第9図で示すAの高さ以上の高さとする。ただし、ポンプ設備が架台等により、Aの高さ以上の位置にあるものは「囲い」を設置しなくてもよいものとする。*

b a以外の場所にポンプ設備が存する場合

「囲い」は、高さ0.2m以上とすること。*

ポンプ設備がこの位置に設置される場合、「囲い」は前記aによること



ポンプ設備がこの位置に設置される場合、「囲い」は前記bによること

A=しきい又は堰

(単位: cm)

B=出入口

C=タンク室の壁

P=ポンプ設備

第9 図 タンク専用室の例

ウ ポンプ設備の周囲には、点検・修理のための空間を確保すること。*

(8) 弁(バルブ)

政令第12条第1項第10号の規定による「弁」については、第8(屋外タンク貯蔵所の基準)・15の例により設けてあること。

(9) 水抜管

政令第12条第1項第10号の2の規定による「水抜管」については、第8(屋外タンク貯蔵所の基準)・16の例により設けてあること。

(10) 配管

政令第12条第1項第11号及び第11号の2の規定による「配管」については、第8(屋外タンク貯蔵所の基準)・17の例により設けてあること。*

(11) 延焼のおそれのある外壁

政令第12条第1項第12号に規定する「延焼のおそれのある外壁」とは、第5(製造所の基準)・5に定める外壁とする。

(12) タンク専用室の出入口のしきい等

タンク専用室の出入口のしきい又は第9図の例によりしきいの代わりに設ける堰

第9 屋内タンク貯蔵所

については、政令第12条第1項第17号の規定によるほか、タンク専用室に貯蔵されている危険物の全量が収容できるものとし、耐火構造であること。*

(13) 採光設備等

政令第12条第1項第18号に規定する「採光、照明設備」は、第5(製造所の基準)・7の例によること。

(14) 換気設備及び可燃性蒸気排出設備

政令第12条第1項第18号に規定する換気設備及び可燃性蒸気の排出設備は、別記3「換気・排出設備の基準」によること。

(15) 電気設備

政令第12条第1項第19号に規定する「電気設備」については、第5(製造所の基準)・13の例によること。

(16) タンクの固定

タンクは、堅固な基礎の上にアンカーボルト等で固定する。*

2 政令第12条第2項に規定する建築物に設けられた専用室に設置する場合

前記1・(1)、(3)から(5)、(8)から(10)及び(13)から(16)によるほか、次のとおりとする。

(1) 屋内貯蔵タンクと屋根等との間隔

屋内貯蔵タンクと屋根(タンク専用室上部に上階がある場合にあつては、当該上階の床を含む。)等との相互間には、おおむね0.5m以上の点検に必要な空間を保つこと。*

(2) 注入口

ア 準用する政令第12条第1項第9号の規定による「注入口」は、第8(屋外タンク貯蔵所の基準)・13の例によること。*

イ 政令第12条第2項第2号に規定する「危険物の量を容易に覚知することができる場合」とは、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置又は注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置等を設けた場合が該当すること。<S46. 7. 27 消防予第106号>

(3) ポンプ設備

準用する政令第12条第1項第9号の2及び省令第22条の6の規定による「ポンプ設備」は次によること。

ア タンク専用室の存する建築物以外の場所に設ける場合

(ア) 屋外設置

第8(屋外タンク貯蔵所の基準)・14・(7)及び(10)の例による。

(イ) ポンプ室内設置

第9 屋内タンク貯蔵所

第8(屋外タンク貯蔵所の基準)・14・(4)、(5)、(6)及び(10)の例による。

イ タンク専用室の存する建築物に設ける場合

(ア) ポンプ室内設置

第8(屋外タンク貯蔵所の基準)・14・(4)、(5)、(6)及び(10)の例による。

(イ) タンク専用室内設置

省令第22条の6第2号に規定する「囲い」は、前記1・(7)・イ・(イ)の例によること。

ウ ポンプ設備の周囲には、点検・修理のための空間を確保すること。*

(4) タンク専用室のしきい、堰等

政令第12条第2項第8号に規定する「屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造」とは、次によるものであること。

ア タンク専用室の出入口のしきいを高くするか、又はタンク専用室に堰を設け、タンク専用室に貯蔵されている危険物の全量が収容できるものとし、第9図の例によること。<S46.7.27 消防予第106号>

イ 前記アのしきい又はせきは、耐火構造であること。*